平成29年度答申第9号平成29年6月14日

諮問番号 平成29年度諮問第1号(平成29年4月28日諮問)

審 査 庁 厚生労働大臣

事 件 名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

(1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号。 以下「特別弔慰金支給法」という。)は、「戦没者等の遺族」には特別弔慰金を支給すると規定している(同法3条)。「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者をいう旨を規定し(特別弔慰金支給法2条1項)、これに加えて、一定の者については、上記の「弔慰金を受ける権利を取得した者」とみなし(同法2条2項、3項)、また、死亡した者に子がなかった場合には、父母、孫など一定の者についても、上記の「戦没者等の遺族」とみなすと規定している(同法2条の2各項)。

条)。

- (2) 故Hは、昭和20年2月26日にA地において戦死した。(改製原戸籍謄本(B市長作成、平成27年10月22日付け)(筆頭者: I))
- (3) 故日の母である故」は、故日に係る弔慰金を請求し、昭和27年8月18日に可決裁定を受けた。なお、故」は、昭和33年2月11日に死亡した。

(戦没者整理名票(C(都道府県)作成))

(改製原戸籍謄本(B市長作成、平成27年10月22日付け)(筆頭者: I)) また、故日の兄である故 I は、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、 故日に係る第2回特別弔慰金を請求し、昭和52年5月30日に可決裁定を 受けた。

(戦没者整理名票(C作成)、第十回特別 中慰金に係る受給権について(照会))

(4) しかし、審査請求人の母である故Kは、故Hに係る遺族援護法による遺族 年金を請求し、昭和54年9月17日に可決裁定を受けた。なお、故Kは、 平成21年9月29日に死亡した。

(戦没者整理名票(C作成)、第十回特別弔慰金に係る受給権について(照会)) (除籍全部事項証明書(D市長作成、平成25年10月22日付け)(筆頭者:K))

(5) 審査請求人は、平成27年10月27日、C知事(以下「処分庁」という。)に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Hに係る第10回 特別弔慰金の請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(審査請求人作成、平成27年10月27日付け))

(6) 処分庁は、平成28年9月5日付けで、審査請求人に対し、「提出された 戸籍では、H様とあなたの親子関係が確認できないことから、あなたは特別 弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載して、本件請求を却下 する旨の処分(以下「本件却下処分」という。)をした。

(却下通知書)

(7) 審査請求人は、平成28年11月14日付けで、審査請求書をD市に提出し、同月16日には処分庁において、同月21日には審査庁において、順次これを受け付けた。

(審査請求書、第10回特別弔慰金に係る審査請求書について(送付)(C作成、平成28年11月16日付け))

(8) 審査庁は、平成29年4月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

(9) 審査請求人は、平成29年6月8日付けで当審査会に対し「反論書(2)」と 題する書面を送付し、同月12日に当審査会においてこれを受け付けた。

2 本件審査請求の要旨

- (1) 故Hと故KはH家、K家両家の親族も出席して結婚式も挙げて婚姻し、その後審査請求人が出生したが、両家の都合で故Kが嫁となるか、故Hが婿養子となるかの争いがあり、その結論が出ないまま、故Hが召集により戦地に出征し、戦死したことで戸籍を作れなかったものである。
- (2) 故Kは、故Hの事実上の妻として遺族年金を受給した。故Kが遺族年金受給裁定を受けた時点で、審査請求人は故Hと故Kの子として認められ、審査請求人の特別弔慰金受給権も発生しているものと確信している。
- (3) 親子関係があることを立証し証明した案件は、戸籍がある場合と同等に権利の行使を認めてほしい。

よって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人が特別弔慰金の請求時に提出した戸籍抄本により、故Kが審査請求人の母であることが確認できるが、父の欄が空欄となっており、故Hと審査請求人との親子関係が確認できない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件却下処分は維持することが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下 処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから 棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。
 - ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房 総務課審理室長であるL(以下「審理員L」という。)、同室総括審理 専門官であるM及び同室企画調整専門官であるN(以下「審理員N」と いう。)を指名し、うち審理員Lを審理員の事務を総括する者として指 定し、平成28年12月14日付けでそれらの旨を審査請求人及び処分 庁に通知した。
 - イ 審理員Nは、平成28年12月14日付けで、処分庁に対し、審査請求 書の副本を送付するとともに、平成29年1月14日までに弁明書を提 出するよう求めた。
 - ウ 処分庁は、平成29年1月6日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係

資料を提出し、さらに、同月24日付けで、弁明書(差し替え後のもの)及び追加資料を提出した。

審理員Nは、同年2月6日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本 を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年3月6日までに提 出するよう求めた。

エ 審査請求人は、平成29年3月2日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。(同月3日到着)

審理員Nは、同月6日付けで、処分庁に対し、反論書の副本を送付した。

- オ 審理員Nは、平成29年3月22日付けで、審理関係人に対し、審理手 続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予 定時期が同年4月5日である旨を通知した。
- カ 審理員Lは、平成29年4月5日付けで、審査庁に対し、「審理員 L」 作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Nは、同日付けで、 審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付(D市長) : 平成27年10月27日

本件却下処分(処分庁) : 平成28年9月5日(本件請求から44週間)

審查請求書提出(D市) : 同年11月14日 審查請求書受付(処分庁) : 同年11月16日 審查請求書受付(審查庁) : 同年11月21日

審理員意見書提出 : 平成29年4月5日 (審査請求から20週間)

| 諮問書提出 : 同月28日 (審査請求から23週間)

(2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 L」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員M及び審理員Nとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不 当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について
 - (1)ア 特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者は、戦

没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則(昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。)の定める様式による特別弔慰金請求書を裁定機関に提出しなければならない(施行規則1条1項)ところ、請求者が特別弔慰金支給法2条の規定に該当する者として請求する場合は、請求者の平成27年4月1日における戸籍の抄本を添付しなければならないものとされている(施行規則1条2項1号)。

イ そして、審査請求人が特別弔慰金請求書に添付した平成27年10月27日付けのD市長作成の審査請求人の戸籍一部事項証明書によれば、同証明書の「母」の欄には「K」、「続柄」の欄には「男」の記載があるものの、「父」の欄には記載がなく、空欄であった。

なお、故Kは、故Hとの間で法律上の婚姻関係にあったことはない。 (戸籍一部事項証明書(D市長作成、平成27年10月27日付け)(審査請求人)) (除籍全部事項証明書(D市長作成、平成27年10月23日付け)(筆頭者: K)) (改製原戸籍謄本(B市長作成、平成27年10月22日付け)(筆頭者: I))

ウ そこで、処分庁は、審査請求人については、故Hの子であることが戸籍 で確認できなかったとして、特別弔慰金支給法2条3項により弔慰金を 受ける権利を取得した者とみなされる者に該当せず、特別弔慰金を受け る権利を有しないものと判断し、平成28年9月5日付けで、本件却下 処分をした。

(却下通知書)

- (2) 特別弔慰金支給法2条3項は、「平成27年4月1日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす」と規定しているところ、上記「当該死亡した者の子」については、同条1項ただし書の「配偶者」についての括弧書のような特段の規定も置かれていないことからすれば、当該死亡した者と法律上の親子関係のある者を指すと解される。ちなみに、「配偶者」については、同項ただし書において「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)」と規定して、法律上の配偶者以外で一定の要件を備えた者も含む趣旨を明らかにしている。
- (3) 嫡出でない子の親子関係は、父又は母の認知をまって初めて発生するものであり(民法779条参照)、認知は、戸籍法の定める届出又は遺言によって行うとされている。そして、届出による場合には、認知をしようとする者に(戸籍法60条)、遺言による場合には、遺言執行者に(戸籍法64条)、それぞれ戸籍法上の届出義務が課されている。このことは、審査請求人の出

生した当時(昭和12年a月b日)の民法及び戸籍法の規定においても同様である(昭和17年法律第7号による改正前の民法827条、昭和17年法律第7号による改正前の戸籍法81条、85条参照)。

(4) 本件において、審査請求人の母である故Kは、審査請求人を懐胎した当時、故Hと法律上の婚姻関係になかったことから、認知等の手続によらず当然に審査請求人が故Hの法律上の子とされる余地はないところ、審査請求人の戸籍には父の欄が空欄であることからすれば、故Hの子として認知等がされた事実も認められないから、審査請求人と故Hの間には、事実上の関係はともかく、法律上の親子関係は発生していないといわざるを得ない。

したがって、故Hと審査請求人との間に法律上の親子関係は発生していないと認められる以上、審査請求人が特別弔慰金支給法2条3項の規定に該当する者とは認められないというべきである。

(5) 審査請求人は、前記第1の「2 本件審査請求の要旨」記載のとおり述べて、審査請求人について特別弔慰金の支給が認められるべきであると主張するが、これらの主張は、前記(2)に述べたところと異なる独自の見解を前提とするものであって、採用できない。

また、審査請求人は、故日が召集により出征して戦死したことで戸籍を作れなかったものである旨を主張するが、Cの記録(戦没者整理名票)及び平成25年10月22日付けD市長作成の故Kの改製原戸籍謄本によれば、①審査請求人は昭和12年a月b日出生との届出があるが、故日の入隊は昭和13年c月d日であり、出生から入隊まで10か月間あり、②審査請求人の出生の届出は、出生から約6年3か月後の昭和19年e月f日に故Kによりされているが、故日は、昭和15年に召集解除となり再応召する昭和19年8月まで届出の日をまたいで約4年間兵役には就いていないことが認められることから、審査請求人のこの点の主張は、その前提となる事実自体を認めることが困難であるといわざるを得ない。

- (6) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。
- 3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	Щ	U 3	しみ